


82
154

典
今
問
答

第
一
集



目次摘要

操典の部

隊形と隊形の區別……………一

敵の有効射距離内に於て歩調を取るの利害……………三

砲卒と駕馬を射撃するの利害……………五

足を平らに踏み着ぐるの理由……………七

操典第一百七に就て……………一八

躍進と駆歩の區別……………二〇

工機を施す三時機の説明……………三二

散兵線と援隊との距離に就て……………三三

照準点の指示に就て……………三五

中隊の戦面百米突に就て……………三七



襲歩に於ける喇叭譜に就て……………三九

膝射の構へ銃と膝姿と足の踏出し方異なる理由…四三

第一列兵と前列兵との區別……………四六

獨斷專行と獨斷活用の區別……………四九

躍進の際の部隊區分及戰鬪正面に就て……………五五

敵騎の襲撃に對し着劍の可否……………五八

要務令の部

尖兵より後方に連絡を保持する理由……………六四

作戰と戰術との區別……………

傳令使の敬禮に就て……………六九

獨立騎兵と搜索騎兵との區別……………七一

命令を下す巧拙の差別……………七二

前哨の交代を拂曉時に於てするの理由……………七五

尖兵の搜索面に就て……………八〇

市府通過の歩調に就て……………八二

射撃教範の部

射撃教範の戰鬪目的に背戻するか如き理由……………八六

階段托架射撃檢閲の目的如何……………八八

誤謬の最大限を二珊知米と定めし理由……………八九

第一階段の距離に就て……………九〇

雜の部

山野砲(現在)と速射砲の差異……………九五

實地講話と野外戰術實施との區別……………九九

戰爭間歩兵中隊長の乘馬の使用法……………一〇一

砲兵か友兵を越へて射撃するの規定……………一〇三

軍紀と風紀との區別……………一一四

衛生部下士卒の肩章の由來……………一一八

徒歩下士卒正装の際袴下に脚絆を着する理由……………一二一

勳章佩用に就て……………一二六

目次終

典令問答

軍事新報部編纂

在 金澤 田 舎 武 士



操典に所謂隊次と隊形との區別如何

隊形とは即ち讀て字の如く某隊の運動若しくは停止に在る状態なり故に小隊中隊大隊聯隊旅團皆其隊形(密集散開)を有す而して隊次とは欲する所の隊形に至る迄由る可き順次にして極端よ之を言ひ現はす時は働きの名稱にして隊形とは物體の名稱なり然るに單獨の隊を以て戰術動作を爲

操典の部

し得るものは大隊以上の部隊なり故に大隊を以て戦術單位と稱す此戦術單位の取る可き隊形は取りも直さず直に戦闘に使用す可き者なるを以て大隊の三縦隊々形を基本隊形と稱し其疎開して戦闘する隊形を戦闘展開と稱す

然らば欲する所の隊形の最小なるものは大隊の諸隊形に在りと云ふも過言に非ざる可し(中隊以下の隊を以て獨立戦闘するは甚た稀有にして殆ど皆無と云ふも可なり)而して中隊以下の隊形は此欲する所の隊形に達する迄取る可き楷梯(隊次)にわらすして何うや

質問

武學生

歩兵操典第一部第百八十四に曰く

援隊は横隊若くは縦隊に編成し又は梯隊に区分して散兵線の運動に随ひ通常歩調無く運動す然れども敵の有効射撃下に在ては歩調を取るを要す(下畧)

右に依れば援隊は敵の有効射距離外にある時は歩調なく運動す可きも敵の有効射距離内に入り其威力の下に進むに當ては歩調を取るを要するなり

然るに目下各國概ね連發銃を使用し其効力復た昔日の比に非ず之を以て一端其有効射撃下に入る時は成るべく急速の歩度を採るの極めて必要なるものとし然れども之に對し猶ほ従來の戦術を實行するの利害を問ふ

答 案

四

本質疑は世界の大問題にして又我國操典改正委員中に於ても最も重きを措かれ又最も議論あるや、聞けは其説明を事實に見るの日は將に遠きに非ざるへし故に我輩は今責任を帯ひて之か利害得失を詳説するの時機よあらざるを信す然れども亦目下現に村田連發銃を使用し現行操典の改正なき今日に於て之か答解を與るの必要なるを感せずんば、あらず依て左に聊か之を試みんと欲す

操典は命して曰く「援隊は通常歩調なく運動す然れども敵の有効射撃下に在ては歩調を取るを要す」と此操典の精神のある處は思ふに敵の有効射撃下に在ては死傷を生すると多く之か爲めに士氣沮喪し秩序紊亂するの恐あるを以て之を防ぐか爲めに嚴重に歩調を取らしめ依て以て人心の一致を計り秩序を保ち軍紀を緊張せんとするにあるなるへし果して然らば連發銃の効力偉大にして殺傷多き時は夫れ丈け多く歩調を取るの必要あるものと謂ふへし

質 問

同 人

操典第二部第五十一の第二項に曰く故に歩兵は地形を利用して成る可く敵の砲兵に接近し第一に目視し得可き駕馬を射撃し次に砲卒を射撃すと愚考を以てすれば先づ射撃する處の砲卒を斃さは味方の殺傷を減し從て接近するに容易にして又駕馬あるも砲卒なき時は砲は自然に我手中よ歸するか如し故に第一に砲卒を射撃するを有利と思考せらる依て明瞭なる御教示を請ふ

答案

質疑者の間に答ふるの前先つ歩兵の砲兵を攻撃するは多くの場合に於て其目的奈邊に存するかを考究するを必要とす吾輩を以て之を見るに其多くの場合は敵の砲を奪取するにありと云ふに躊躇せざるなり

砲兵は近戰遠戰に對して云ふに於ては殆んど歩兵に對するを得ず故に歩兵は一度砲兵に接近すれば容易に之を撃退するを得へしと雖も若し駕馬を斃されば砲を奪取するを得ざるへし故に砲手は恐るに足らずして寧ろ駕馬を斃して其退却手段を絶つに若かさるなり

但し質問者は絶對的に駕馬あるも砲手なきときは云々と云ふと雖も是畢竟席上の理のみ砲手も駕馬も之を全く殲滅することは期すへからず故に操典も亦強て砲手を射撃する勿れとは云はす唯だ第一目視し得へ

き駕馬を射撃せよ次に砲手に及ふへしと云へり何となれば駕馬は通常目視し得へからざるを以て目視し得へるときは先づ之を射撃するを緊要とすと云ふに過ぎざるなり

況んや駕馬は砲手より其目標大にして砲煩奪取の目的を達するに於ては其効大なるに於てをや

質問

若 卒

第一

速歩の要領は足を平らに踏着くるもの、如し抑々人間の正しき自然の歩法は先づ第一に踵を地に着け次に蹠と爪尖との弾力ある働に由て上體を推前するものとす其踵を最初に地に着くるの必要なる

操典の部

七

は若干の速力を有する體重即ち運動量を儘かに受け留め次に他の一足を進むる爲めに之を發動力の基點となし依て以て筋の働を強盛ならしむるに便なればなり故に平らに踏著けしむるは人體構造の自然に反す然るに論者あり曰く此歩法は運動間歩調を整へ且つ軍紀と秩序とを確保するに必要なりと然れども歩調を整ふる爲りなれば強て人類の自然に反し教練に多くの時間を費すか如き困難の歩法を用ゆるは却て其目的に遠さかるものにはあらざるか又軍紀と秩序を保つ爲なれば兵卒に無益の勞苦を與へざるこそ良ければと思はる蓋し教練の主要なる目的は……戦争に適切ならしめ又巧飾に涉るか如きは嚴禁すべきものなればなり敢て問ふ平らに踏著るの歩法は如何なる理由ありて此目的に適合するや明細の教示を乞ふ

答案

故 兵

第一問の要領を分割すれば第一速歩の要領中足を平に踏著くるは人類自然の歩法に反す第二故に兵卒に無益の勞苦を與へ教練に夥多の時間を要す第三斯の如きは戦争の要求に合せず反て巧飾に涉るの嫌あり云ふに在り

請ふ吾人をして謂はしめよ吾人の風俗起居慣習は如何吾人の服装は垂袖緩帶其室にあるや席上に跪坐し身體の全量を脛上に委す而して其歩するや危険なる設備を以て歩み俯視して唯た其蹶つかさらんことを欲す危険なる設備とは如何木版に二齒を附し鼻緒なる一束繩に於て之を足に纏ふ雨路泥塗には戦々競々唯た其顛倒せさらんことを欲す此等習慣より吾人の歩法は却て爪先きより地に着くる者にはあらざるか果して

然らば豈吾人自然の歩法に反すと云ふを得んや論者或は謂はん余は人間の正しき自然の歩法に就て云ふ者にして我國人の歩法に就て事ふ者に非すと若し然らば吾人は斯の如き世界的空論に對し未だ考慮を分つ
の閑暇を有せず

吾人は必要あり利益ありと認むれば時間勞苦は問ふ處るゝ非す夫れ吾人は前述の如く跪坐し前述の如く俯視す故に膈は屈し體は前に傾くを免れず

軍人の動作は活潑ならざるへからず其外容は壯嚴ならざるへからず是れ即ち長袖を脱して戎衣を着し木履を棄てゝ革靴を用ゆる所以なり既に戎衣を着し革靴を穿つ其身體は眞直ならざるへからず其運脚踏歩は勇壯ならざるへからず之を爲す如何膈を伸し足を平に踏み着くるよも良きはなし又歩兵の力は脚なり故に其踏着くるや確實に地に着くを要

す之か爲めには爪先を下げ膈を伸して踏み出したる足を平らに確實に踏み着けしむるを要するなり吾人は是等の必要是等の利益を認むるか故に多くの時間如何なる勞苦如何なる困難をも辭せざるものなり然るに幸にして吾人の實驗は多くの時間若くは困難を感ずるとなく頗る善良なる成績を得たり茲に於てか吾人は怪しむ論者は或は近來練兵場に足を入るゝことなきかを如何となれば論者は餘りに困難を感ずることの多ければなり

足を平らに踏み着くるは戦争に如何なる効力あるやは未だ日清戦役の外に經驗なき吾人は實驗上の證言を擧ぐるを得ず然れども某哲學者は曰く左右の足を揃ひしめよ一致は之より來らんと又古より操兵の術多くは先の足を揃ひしむ蓋し秩序之に由りて立ち一致之れに因りて成り軍紀之に因て保たるゝか故なる可し果して然らば足を揃へるの必要なる

は多言を俟たずして明かなり既に足を揃ひるを必要なりとせば否殺傷多き戦闘に於て益志氣を發揚し奮進直前能く隊列を緊結せんと欲せば一舉一動恰も一機關の如く軍隊を運轉せざるへからず有情の動物たる人間を悲慘の状況危険の光景交互心目に映するの間に於て手の指を使ふか如く機關手の機械を使ふか如く進退自由運用意の如くならしめんに實に此隊伍の緊結即ち足の揃ふとに歸すへきのみ故に一投足一運脚悉く合一齊一ならざるへからず是れ軍紀教練即ち密集運動の必要なる所以なり故に吾人は足を平らに踏み着くるは戦争に最も必要にして未だ巧飾に渉るか如きものあるの理由を見出す能はざるものなり

獨人嘗て吾人の歩法を以て曲膝緩歩と評せり佛人は嘗て吾人の曲膝緩歩を矯正せんとして恰も「コンパス」の如せんとせり是れ習慣風俗の異なるに因り著しく彼等の注意を惹起せしなり願ふに我國は維新以來非常なる大英斷を以て世界の經驗か教ふる處の軍制兵器を採用せり而して今や將さに彼等を凌駕せんと欲する我軍は是と認むることは必ず斷行し非と認むることは直に排斥せざるへからず

論者或は曰はん歩兵は健脚疾走能く長途の行軍に耐え行軍勞働の後克く戦闘を爲すを得は可なりと是れ至當の論なり故兵素より雙手を擧て其至理に服せん然れども論者若し之に次て故に區々歩法の不整踏足の不確の如きは末技のみと云は、是れ空論者にして未だ軍隊教練の眞味を解せざる人なりと評するに躊躇せざるへし

夫れ軍隊は機關の如し其組織は尤も緊密にして組織の各分子は精練ならざるへからず其働きは同一ならざるへからず戦争の要求は全軍の共同一致にあり共同一致の本は軍紀にあり軍紀の養成は先づ有形的注入

より遂に習慣天性となるに至らざるへからず是に於て兵卒は一舉手一投足悉く機關の如く行動し千軍萬隊遂に一の共同目標に向て集合するを得るに至るへし此一致は何に因て得へしか各個兵卒の身體手足を練成して全軍の舉手投足を齊一にするにあるのみ

然り論者と雖も日常練兵場に於ては新兵入營より満期に至るまで以上の要求を充すと共に日夜汲々として従事せらるゝの信して疑はず然るに門を出る一步なれば又恬として此要求を放棄せらるゝか如し例は故兵は往々途上軍隊の行進を見るに隊伍正しからず歩法整はず姿勢操銃齊一ならざるを見る又進んで野外に演習せんか號令動作總て殆んど練兵場と霄壤の差あるを見る此勢を以て戰場の事を推究せば蓋し思半には過きん故兵嘗て新報の瑣言に曰へるとあるを見たり曰く演習場は非優の樂屋にして戰場は舞臺なりと論者は樂屋の稽古を以て舞臺の豫習となさ

ゝるか

故兵は又冗長の言論を弄せさるへし要するに區々たる一步法に關し斯の如く呶々する所以は若卒氏か研究の材料として與へられたる機會を利用して故兵の意見を述ふるのみ今日は用兵訓練總て萬國に凌駕せんとする以上は有形無形共に人目を惹き一步も他に譲るへからず然るに其果を學て其因を棄てんとするは如何

側かに聞く歩兵操典は將に改正せられんとし其改正には平易に歩法を解説し益々此歩法の必要を説くと夫れ然り故兵は嚴格に操典を遵奉すると同時に其深意の存する所至理の伏する所を究めずんはあらず故兵は若卒氏の質問に對して冗長不文の答を爲し若卒氏の清覽を汚すを謝す然れども請ふ今少しく説かしめよ

夫れ平時軍隊の精粗軍紀の弛張を量るの尺度は單獨兵と團隊とを問はず

其姿勢、歩法、服装、敬禮に存するとは疑を容れず外客は勿論各團隊長の其隊を視るも亦た然り是即ち觀兵分列式の平時の戦争として各國間に稱道せらるゝ所以なり豈に之を巧飾と云はんや(獨逸の如きは各兵種共徒歩する場合には歩兵と同一の歩法を取ると云ふ)兵卒の獨歩するとき上官に對して步調を取り二人以上歩行するとき足を揃へるか如きは悉く其軍隊の精練を表白する所以なり
要するに歩法は一は戦争の目的として必要なり一は平時に於ける軍隊の威嚴を保つに必要なりと信す。

質問

同上

第二

各國歩兵操典中概ね捧銃の規定あり然るに捧銃は敬禮の外に其必

要なきか如し果して然らば之を省くも差支なかるへし何となれば敬禮の爲めには擔銃にても立銃にても定め次第にて十分敬禮を表示するに足るへければなりたどへは昔時分列式に於ては敬禮點に來る時肩へ銃を爲せしも今日は擔銃の儘なるも毫も敬禮に輕重の差を見されはなり今日捧銃を操典に存するの理由如何

答案

第二問に就ては故兵は捧銃か如何なる理由に依て存せらるゝを知らず唯た思ふに武器は軍人至重の寶なり反言すれば兵卒は銃將校は劍と寸時も離るへからず此至重の寶を捧けると云ふとは敬意を表する上には亦た至重なりと云はざるを得ず加之今日の時代は交通の自在天涯比隣の世なり故に敬禮も國に依て大抵同一式に趨けり我邦獨り其式に違ん

か國家至大の敬禮即ち外國皇族若くは貴族將官に對する觀兵分列若くは單獨兵の敬禮に於て輕重あらは此國禮を缺くこととはならんと想はる既に舉手法目の禮を採る以上將又彼の軍制兵器を採用する以上は單に準銃のみを棄つるは理に合せざるなり

質問

在小倉の一兵

一、操典第百七) 微少なる角度の方向變換に於て嚮導は正規の歩度を踏むときは各兵卒は歩度を伸すのみにして足る然るに操典には各兵卒は歩度を伸縮すとあり此の文意によれば嚮導は常に歩

度を短縮して外翼は歩度伸長せざる可らざるか
然るときは正規の歩度を取るは何れの伍か

答案

一此頃は其進行間に在ては云々以下の文意を上段と分割して讀過せば意義自ら瞭然たるへし忽然他隊若くは地形の爲の方向變換は通常其方向を變換せんと欲する翼の嚮導に目標を示すと雖も他隊若くは地形の爲めに忽然方向を變換せんとするか如き場合に在ては又往々反對翼の嚮導に目標を指示して之を行はざるべからざる事あり然るときは嚮導は常に正規の歩度を踏み兵卒は嚮導に遠さかるに従て其歩度を短縮せざるへらす即ち左翼下士に右斜め前方の目標を示し「目標左」と令せば此嚮導は正規の歩度を歩みて行進を續行し此嚮導より右方に

ある兵卒は皆歩度を縮めざるへからず故に通常ハ各兵卒歩度を伸すのみなれども斯の如き場合には縮むる事ありと知るへし故に曰く歩度を伸縮すと

質問

同上

二操典第二百二十四に散開は諸種の隊形より迅速に諸方向に施行するを要すとあり勿論散開は自由ならざる可らずと雖とも正規の小隊教練中に於て尙横隊或は側面隊形より背面散開を教習し僅くの必要ありや(正面散開)のみ熟すれば諸方向に散開するは難事に非ず依て背面散開の必要なきと思考せらる

答案

二質義の要領は甚た解し難きも蓋し誤解にはあらざるか抑も小隊には横隊あり側面縦隊あり横隊には一列正面あり二列正面あり側面縦隊には四列側面二列側面左翼先頭右翼先頭あり此種々の隊形より平行(正面)の方向斜行(某方向)に自由に迅速に散開し得る如く教練するを要するは戦闘の必要上より當に然るべき所なり
質義者は云ふ正面散開にのみ熟するときは諸方向に散開するは難事にあらずと夫れ然り豈夫れ然らんや抑も横隊には表裡あるものにあらず何となれば押伍のなき方は即ち正面なればなり縦隊にも亦た順逆あらざるなり何となれば必要上往々押伍の方に散開するを要する事あればなり此二個の場合を例證せん

1 今小隊を中隊の一部と假想し中隊は側面縦隊(右翼先頭)にて行進中道路の右方に中隊縦隊に開進すとせんか各小隊は「右へ並ひ」の運動を以て横隊とならざるへからす然るときは即ち二列正面となり押伍を掃はさるへからす此新正面は即ち二列正面には相違なきも純然たる横隊正面を以て敵方に對するものなり嗣後戰鬥の進歩に従て散開する場合は多々之れあるへし是れ豫め教習し置かざるへからざるなり

2 今小隊右翼先頭の側面縦隊押伍は右側にありにて行進中假令は前衛本隊の先頭の部隊とすれば之を道路の右方に散開するには右へ散れと令せざるへからす然るときは押伍は散兵線の後方に退かざるへからす是又行軍より戰鬥に移るに際し教習せるへからざる運動なり終りの背面散開云々の語は殆んど解釋に苦む何となれば小隊は背面に向て散開するものに非さればなり此は誤解に非ざるか敢て反問す

再質問

小倉 一兵

第一問 小角度の方向變換は明文あり必ず方向變換すべき方にあ
る嚮導に新目標を示し施行せざる可らず
若し夫れ角度微小なる爲め答案の如く上文に關せず反對翼の嚮導
に目標を指示し行はざる可らざる事あり此場合には歩度を縮むる
とありと果して然らば操典は何故に伸縮の縮字に括弧を施さる
か

既に伸(縮)と記せずして伸縮と記するよりすれば一運動中外翼は伸
して内翼は縮むるの意にあらざるか此の如くすれば定規の歩度を
踏む者は何れに位置する者なるや漠然たりと雖ひ角度微小なり數

歩の間忽ち運動を終るべきを以て定規歩度に拘泥するに及ばさるか如し

況んや又此運動は小隊面以下に限るとすれども戦時小隊面の大は實際答案の方法に依り行ふ運動の困難にして遅緩するの前者の容易にして迅速に施行し得るに若かさるか如し

第二問 答案の如く小隊は背面に向て散開するに非されは瞭然たり

然るに此の背面なる語は單に横隊のみと云ふか側面縦隊に於て押伍の方に散開するは印ち背面散開にあらずして何うや退却する小隊は常に横隊のみに限らざる可し必要上側面縦隊よて退却する場合あらん(此場合は摘記せず)

果して然らば操典に所謂る退却する小隊を散開するには先づ正面

に轉回せしめ然る後散開せよとは唯々横隊にのみ背面に散開することを云ふに非らずして側面縦隊に於ても又押伍の方に散開することなきを示せるは意義瞭然たる可し(答案者は此場合は只敵方に正面せしむるのみの意と云はん我田引水と云ふ可し)答案には横隊には背面に散開することなきを明言し側面縦隊に於ては押伍の方に散開するの必要を縷々矛盾するなきか
 況んや答案に示せる二ヶの場合の如きは押伍なき方に散開せしむる事容易にして却て靜肅なるをや
 敢再質議す猶正規の小隊教練に於て押伍の方に散開するを練習し置くの意か

答案

此再質義に就ては縷々説述するの必要なきを信す何となれば氏は前號の答案を咀嚼せずして徒に自説を主張し且稍々之を誤解せられたるを以てなり今や故兵は答案者に代て其要を摘み其答を略記せんとなす

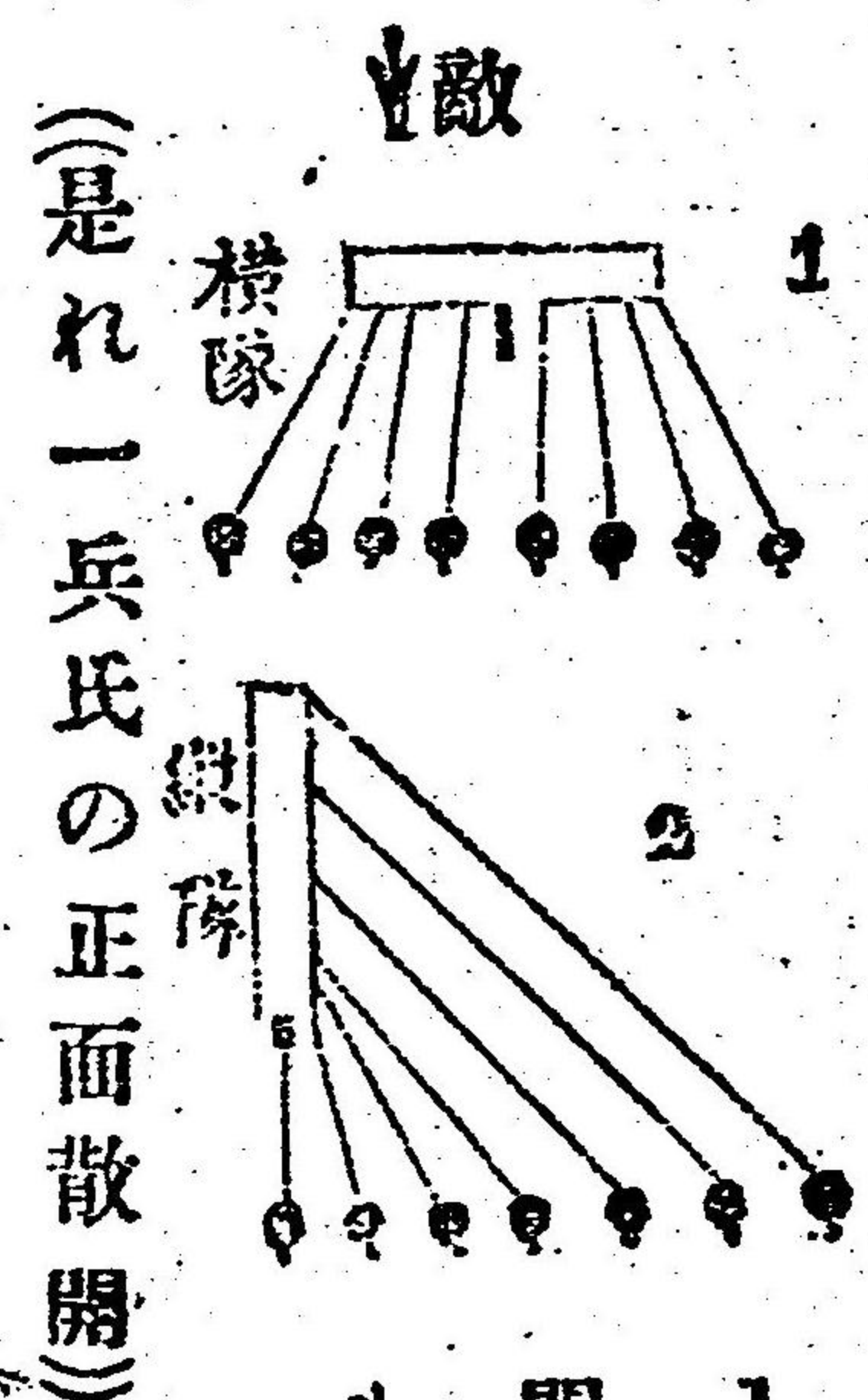
イ 凡そ軍隊の運動には特に明文あるもの外『第五百五十一及第五百五十二の運動の如き』常に定規の歩度を保持する所の主動點なかる可らず氏の言へる如く一翼は縮め一翼は伸すとせば是れ一も定規の歩度を保存するものなく従て全隊の運動を規定すべき主動力なり

ロ 操典の制式は單一にして逐次小より大に推及し得べきものなり故に各個教練は小隊教練に小隊は中隊に大隊に推及し得る如く演練するを要す氏は此運動を以て戦時小隊面にて既に困難なりと云ふと雖ども大隊に於ても之を行はざる可らず仮令は大隊縦隊横隊に在て行進中大隊長「目標右」の號令を下さんか右縦隊たる二中隊は悉く旗の運動に準ず

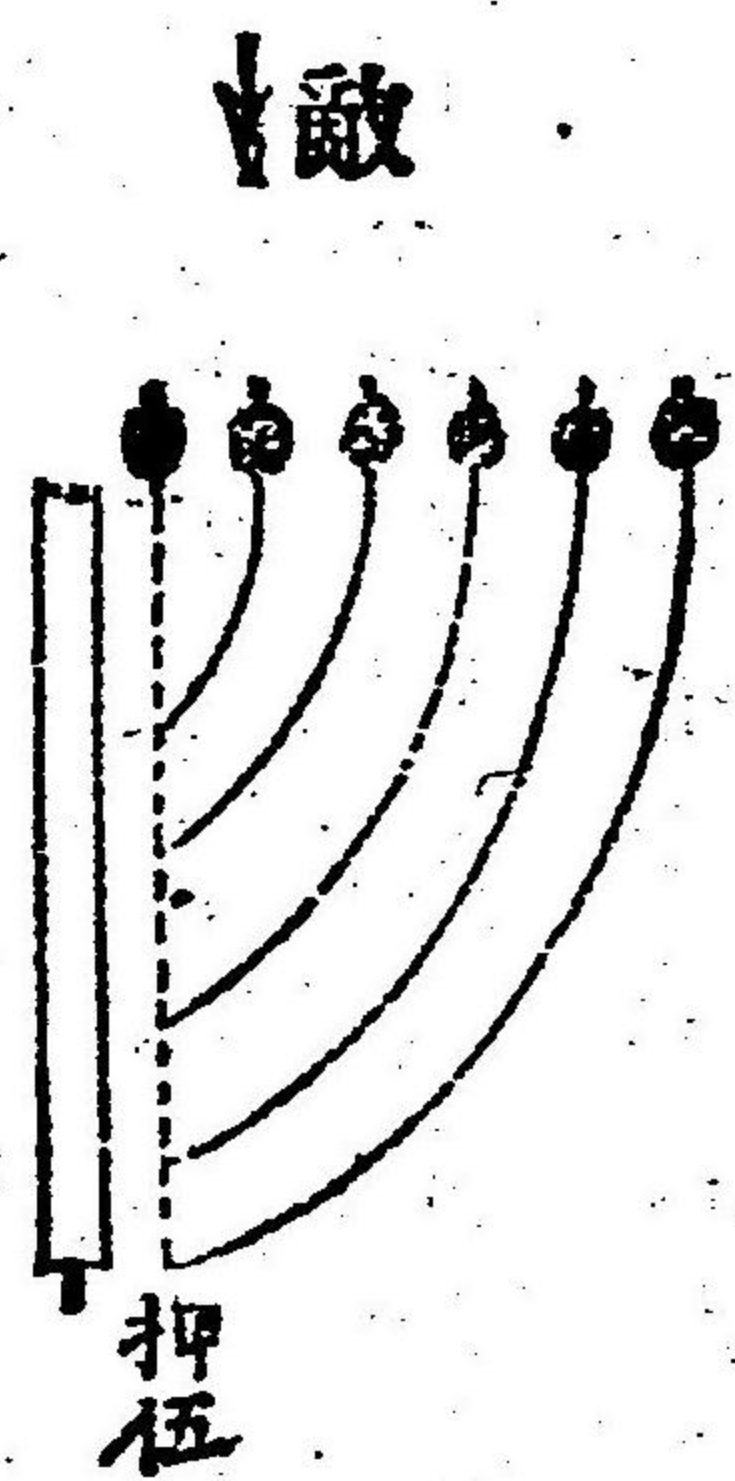
る爲め歩度を伸縮せざる可らず右イロの略解にて充分ならんと信す』括弧云々の如きは答解の限に非ざる可し

第二 是項亦た略解にて充分ならん何となれば氏は自ら背面散開なる新熟字を作爲して自ら誤解すればなり今略圖を以て答解に代へん

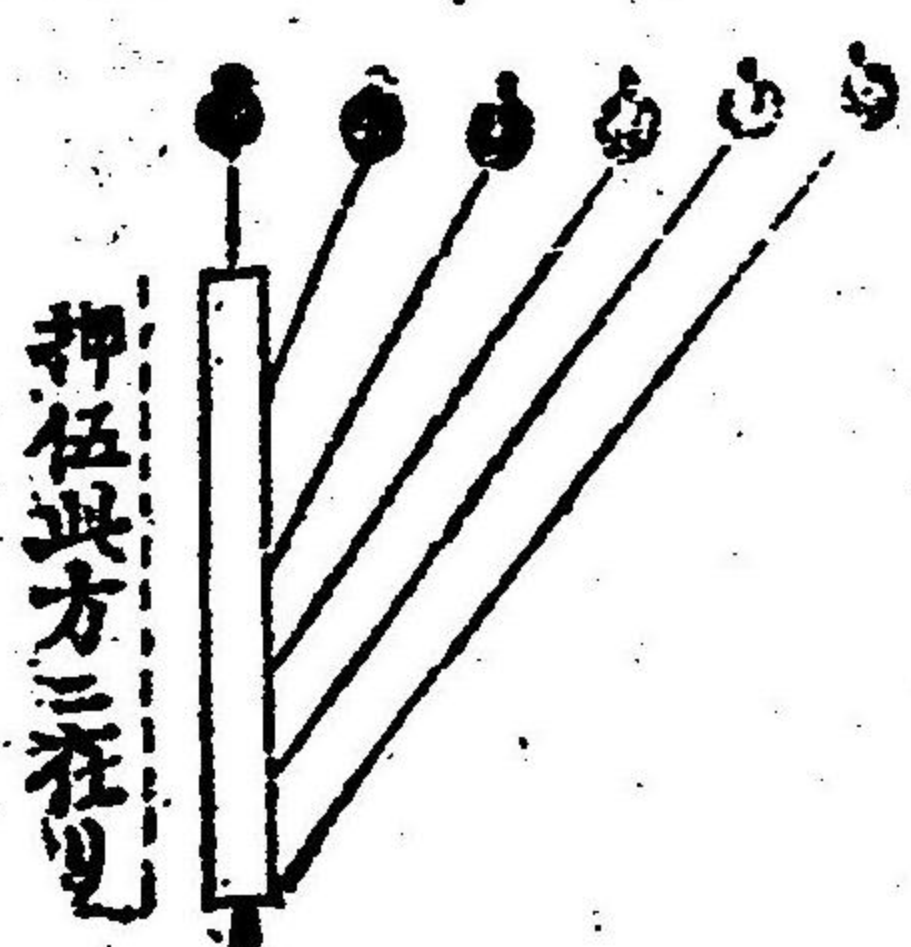
1, 2 は操典之を禁す是れ氏の所謂背面散開に非らずして寧ろ敵を背にして散開するものにして操典は之を禁するなり



(是れ一兵氏の所謂背面散開)



操典の部



二十七

要するに操典は單に敵を背にして散開する勿れと云ふなり押伍云々の如きは關係なきなり

終に一言を猶ほ正規の小隊教練云々の言は頗る了解に苦む何となれば操典第一、第七十、第四百十三、第二百廿五、第二百二十六、第三百四十四の各項を玩味せば操典の精神自ら明瞭なればなり

質問

某 愚 生

步兵操典第百八十五項中百二十米突なる距離は何に困て算出せしや

答案

別に深遠なる根元あるにあらず乃ち地形を利用せずして行ふ戦闘演習に在ては初期に於て散兵線と援隊の距離を約ね百二十米突と爲す可へしと云ふに過ぎず而して百二十米突なる距離は操典が適當なりと是認したる距離にして彼の中隊縦隊に於て各小隊に六歩距離を取らしめ中隊長は其隊の右側二歩の地に占任する等の制定と同一ならん

質問

關 生 投

操典の所謂隊次と隊形の區別如何

操典の部

答 案

操典は二者を區別せず同一のものをと義解して可ならん

(編者曰く前顯答案と矛盾すれども是れ又或有力の説に付き掲ぐると爲せり)

質 問

無 名 氏

躍進と駈歩との區別及び之を用ゆる時機並に其理由及利害を細密に御教示被下度候

答 案

躍進と駈歩との區別及躍進の利害は載せて操典の説示する所なり(第二

百五十九)而て駈歩は運動間何れの時間を問はず又散兵線なると密集部隊なるとに論なく必要ある毎に用ゆるものにして躍進は敵の陣地を距る最近距離に於て採用す可き前進法なりと故に駈歩は時に或は開戦前又は敵を距ると尙ほ遠き地界内に於ても之を行ひ或は再ひ速歩に移るとある可きも躍進に至ては否らず一旦此前進法に轉したる後は敵線或は突撃準備の地點に到達する迄連續して決して中絶せざるに在り又躍進は必ず梯隊を以てし一部の射撃に依て他部の前進を容易ならしむるの法に據らざれば効力なきものとす操典には單一部隊の躍進をも説示しわれども這は該部隊其物は之を區分せざるも他部隊と共同して相互の關係上梯隊を成形するものと解釋するを良とするならん

質問

研究 生

操典第二百七十一に曰く過早に陣地を堅固にするは有害なり故に指揮官たる者は器具の使用如何を知るを以て足れりとせず何等の場所何等の時機に於て器具を應用すべきやを知らざる可らず云々以上の原則に基き防禦工事を施すに當り左の三時機に於ける状況を假設して理由の説明を求む

- 一 如何なる時機を過早とするや
- 二 如何なる時機を遅々とするや
- 三 如何なる時機を適當とするや

答案

- 一 敵の攻撃方向を確知せざる時に方り、或は我の未だ攻守孰れの姿勢に立つ可きを決せざるの時に方り工を起すは過早なり
- 二 敵の攻撃方向を確知し且つ我防守を取る可く決定する時に方り工を起さざるは遅緩なり
- 三 確知せし攻撃方向に對し強地術を施し以て敵の來攻を俟つは適當の時機に投して起工したるなり

質問

關 生 投

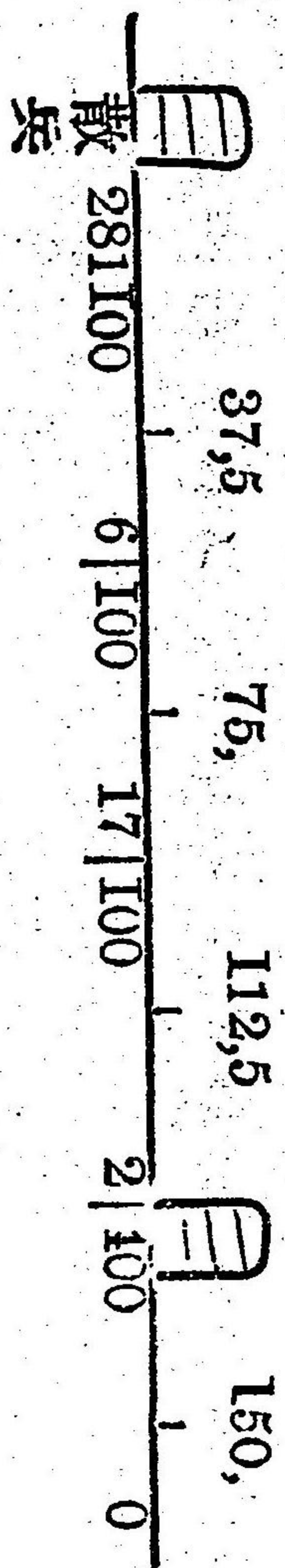
地形を利用せざる場合に於て援隊と散兵線との距離を百二十米突

操典の部

を通則とせしは蓋し操典が適當と認めたるか故ならん其適當なる理由如何

答案

前後の二者をして同一集束彈道の有効地界内に立たしめざるの願慮に由て決定せられたるならん之を詳言すれば現今小銃の集束彈道の被彈地長は三百米突なるを以て我散兵線を射撃する敵彈は散兵線上に核心を有し而て其前後百五十米突間に散布す可し故に援隊は散兵線後百五十米突以外に位置すれば散兵線を射撃する敵火に對しては最も安全なるものなれとも一方より論ずるときは援隊は勉て之を接近し置くの必要あるを以て危險の最も輕き距離に在らしむることを願慮せざる可らず今彈丸散布の比準に依て被彈帯を作るときは下の如し



援隊若し百十二米突五十以内の地に立つときは百分の七の敵彈を被る可く其以外の地に在ては僅に百分の二即ち殆ど零に近き被彈地内に立つの關係を爲す可し而て百二十、三十、四十、五十米突は共に同一値を有する同圈帯に在るを以て最も近接し得る距離即ち百二十米突を採用したるならん

質問

照準點の指示に就て

一 兵士

歩兵操典に射撃の號令は目標のみを示して照準點の指示しあるを

操典の部

見す即ち小隊教練中射撃の部同散兵射撃の部一齊射撃號令の一例
及各個射撃號令の一例に於ける又第三百三十五に最初は方向目標次
に照尺終りに射撃の種類を指定するを要すと皆照準點のことに就
ては明示無し然れども時機に因りては往々照準點を示さ、れは不
都合を來すことあり又普通指示、方便利ならんと被思候射撃教範に
も照準點は目標の基脚に取るを通常とす然れども時機に因り變換
すと云へり某先輩者は云ふ照準點のことに就ては各兵は平素の訓
練により已に心得をるを以て殊更指示を要せず如何のものにや
御高見も有之候は、御教示を相煩度候

答 案

照準點は通常指示せざるの規定にて其指示せられざる場合には目標の

基脚を照準するを法とするの旨意なる可し然れども要する時は之を指
示する勿論にして操典中方陣射撃の一例に於て「馬の胸三百米突の」指示
あるなり即ち射撃目標たる騎兵に就き馬の肩部を照準せよとの射撃號
令なりとす

質 問

無 名 氏

假令は歩兵六十人の一小隊各兵二歩の間隔を取りて散開せば其幅
百八十歩即ち百三十五米突となり更に一小隊の延伸増加を行ふと
きは其中三百六十歩即ち二百七十米突となる又た此の兩小隊の各
兵一步の間隔を取るも其中二百四十歩即ち百八十米突にして著し
く百米突を超過す

故に延伸増加なる者は兵員多く減耗したる時等の外は行ふへきものあらざるか詳しく御教示を乞ふ

答 案

中隊の戦闘正面幅を約百米突と定めしは一號令を以て任意に動作せしめ得るの程度と長時の交戦を経るも能く戦面を維持し得らるゝの定限を示したるものなり故に毫も損傷を被らざる中隊に在ては貴説の如く散開の餘地を存せざるものあり而して二個以上の小隊を同時に散開せしむる場合に在ては散兵各個の間隔を縮減せしむるも規定の正面幅を過大に擴張せざるとに注意すると必要なる可し

質 問

歩兵操典第三百一の第七項中此の攻撃運動敵眼を避くると能はざるに至れば各密集部隊は悉く襲歩に移り鼓手は鼓奏す云々
以上の場合に於て今日の如く鼓手未だ有らざるときは鼓奏に代ふるに喇叭を吹奏せしむるを可とするや若し之を可とすれば如何なる譜を由ゆるを可とするや御教示を乞ふ

答 案

隊伍を集結し歩調を堅確にし正々堂々の行進を爲すを以て襲歩の要訣とす故に歩調を整理するに利便なる方法は勉て採用するを要す
鼓奏に換ゆるに吹奏を以てするは大に良し但其譜は行進譜ならざる可らず従來用ひ來りし進襲譜にては不都合なり何となれば各密集部

四十
隊の任意に吹奏するものと總指揮官より適時に傳ふる突撃の號音と相混同するの害あるを以てなり

質問

歩兵操典第二百六十七に就て

久留米 ○ ○ 生

駈歩中の散兵は騎兵に對して抵抗力無しとあり若し駈歩中にありては射撃し能わざる爲め(質義録にあり)と云はゞ速歩中に於ても亦た然らざるを得ず果して爲らば駈歩中を行進中とする方至當ならん夫れ如斯なれば上文は操典中に掲ぐる必要なしと思ふ然るに操典の精神は停止後射撃の沈着心に關して効力即ち抵抗力少なしとの意よあらざるか敢て御教示を乞ふ

答案

歩兵の騎兵に對する主なる要訣は沈着に在り故に靜止して射撃するの時を以て最と爲し常制の歩度を以て運動するの時を以て次と爲す然るに散兵前二者の姿勢を廢し意思の沈靜と操作の嚴確とを欲損す可き姿勢に在るときは其抵抗力なきと分明なり蓋し歩兵の駈歩なるものは一の時に必要に處する特別手段にして操典は之を以て速歩と同様の堅確を保ち得ざるものと認定せり

質問

歩廿七 五

歩兵操典附錄分列式の項に兩編大隊の名稱あり從來の基本隊形に

操典の部

四十一

は在りたれども現行の基本隊形には無し已に廢止の名稱を附するは穩ならずと考ふ他に指示の名稱なきものにや

答案

操典に規定せし基本隊形中には無きも敬禮式にて特に規定したるものにて別に不都合なからん頭右左の規定の如き亦た然り



質問

疑生

操典に歩度を伸ばし云々とは速度を速めるの意か又は歩長を大にするの意なるか

答案

速度及歩長を増伸するの意なり



質問

停止間の膝姿と膝射の構へ銃と足の踏出し方異なる理由如何

答案

行進間の膝姿は左足を前に出すを便とす故に停止間の膝姿は之と其要領を同くし以て兵卒の記憶を容易ならしむるなり而して元來膝姿と膝射の構へとは其目的を異にす即ち甲は体を低くして隠蔽するを主とし

乙は射撃を目的とす故に動作の要領相異なるは當然のことなり



質問

散兵には襲歩なきや

答案

襲歩は密集隊の歩法なり散兵には之を用ひず

質問

襲歩の號令あれば着剣すへきや

答案

明文なきも襲歩は由來突撃を準備するものなれば着剣の後施行するを常とす



質問

第六十五の動作を許すときは止れ(膝姿)(伏姿)の號令は不用の如し如何

答案

止れ(膝姿)(伏姿)は一般に就て下すへき號令にして第六十五の動作は散

兵此姿勢にて射撃し能はさるとき行ふべきものなり

質問

第一列兵と前列兵との區別如何

答案

固有の編成に於て第一列に在る兵卒を第一列兵と謂ひ運動の後現在の位次に於て前列に在るものを前列兵と謂ふ第二列兵と後列兵との區別も亦之に同じ



質問

第二百二十七に退却する小隊を散開するには先づ正面に向け然る後散開せしむるとあり其理由如何

答案

退却の場合に散開するは再び敵に抵抗する目的あればなり故に敵に向けて散開せざる可らず是れ既に衰退せる志氣を回復する爲めに必要にして敵を背にして散開するときは潰乱に陥り易きの患あればなり

質問

散兵の運動中小隊長及分隊長は其中央前敵方に位置するを要すと
然らば退却の時は誰か之れを誘導するや

答案

退却に方りては基準に目標を示せば足れりとする



質問

「躍進」と「前へ駆歩」と異なる点は如何

答案

躍進は敵に接近し即ち有効射程内に於て之を行ふべきものにして必ず

停止間先つ發進の準備を爲し然る後躍出急進すべきものなり又躍進の定義に於ては散兵線を二部に分ち交互に施行すべきものにあらざるも第二百五十九の第二項に曰ふ如く躍進を行ふには通常散兵線を二部に分つを要するものなり駆歩は敵の遠近を問はず一地區を急速通過するとき用ゆるものにして行進間より此歩度に移るとあり又駆歩は散兵線を二部に分ち交互に行ふとなし

質問

獨斷専行と獨斷活用とは其意義を異にするや

答案

操典の部

獨斷專行とは現時の状況に依り縦令上官の命令なきも適當に其状況に
應ずる處置を爲すを謂ふ獨斷活用とは一の準繩を示されたるとき其範
圍内に於て状況に應ずる如く適當に之を應用するを謂ふ

質問

第二百五十二に目標の撰定は先づ戰術の要旨に従て判定し云々と
あり解し難し説明を乞ふ

答案

單に射撃の効力のみに関するときは目標は高く深く廣く及密なるもの
最も可ならん然れども戰闘間目標を撰定するには必しも射撃効力にの

み着意するを得ず否な先づ戰術上の要旨に従はざる可らず例へば前面
に有利の目標即ち敵の砲兵あるも我側面近距離の地に敵の歩兵現出す
るときは先づ此歩兵に射撃を加へて之を撃退することを勉むるを緊要と
するか如し

質問

軍隊の狀態とは如何

答案

疲勞の度及志氣の振否等を謂ふ

質問

第二百八十三末頃豫備の使用其宜を得ば數多の區分は多くは不用に属すとは如何なる意味か

答案

豫備隊の位置の撰定適當にして且つ搜索周く到り敵の接近に關する報告も亦迅速に指揮官の手許に達し指揮官の決心時機を失はず適時に必要なる地點に豫備隊の全部若くは其一部を到達せしむる如くならしむ之を豫備の使用宜しきを得と云ふ此の如くなるときは側面掩護の爲め豫め特別の部隊を配置するの必要なし

質問

第二百九十一に後方部隊をして此害を避けしめんには遠く後方に位置せしむ可しとあり其距離には大概の制限なきや

答案

豫備隊の位置は地形及狀況に依り種々に變更すべきものにして大概と雖も之を定むるの必要なし然れども第二百九十五の第三項に敵の歩兵の集束彈或は榴霰彈の爲め同時に縦長の二梯隊を損書せられざる爲めには二百米突已上の距離を取るを必要とすとあり之を以て後方部隊の戦闘線を離るゝ最小限と見做して可ならん



質問

第二百九十七末頃密集部隊の使用法は戦闘の目的時間及其他の願慮に由り決定す可しとあり時間に由るとは如何

答案

時間の長短に由り豫備隊を使用する法を異にす例へは一部宛逐次に使用し或は全部と同時に使用し或は散兵線を増加し或は密集隊次の儘使用し或は横隊に移らしめ或は縦隊の儘使用する如し

質問

一 歩兵操典第二百五十九散兵の躍進に於て射撃部隊と前進部隊の区分は二部より多くすることありや又此兩部の区分は大隊或は中隊以下に於てすへきや若し然りとせば開濶地に於て數聯隊の併立して火線を成形せる際に於ける此区分は如何なるへきや

二 全第二百八十一戦闘正面か孤立部隊と併立部隊若しくは攻撃防禦或は退却を行ふに應じて廣或は狭と論定し得るや

又戦闘正面なる語は戦闘の始終を通して一定の兵力を以て占領すへき正面の意なるや又は戦闘の某時機に於ける軍隊の占領正面の謂なるや之れか解釋如何

答案

一、操典には確乎たる規定なしと雖とも梯隊は二部より多く區分するの必要なのみならず爲めに弊害を見るに至らん假へは三部に分ちたる梯隊ありとせんか一梯隊の驅進に要する時間を一分時とせば全線を進むるに三分時即ち一梯隊に比して二分時二梯隊に比して一分時前進を遅緩するの割合あり故に梯隊の數愈々多きに從ひ前進増々遅緩するに至るを以てなり又梯隊躍進は各局地或は命令團結毎に之を行ふを要す是れ廣大なる戰面を有する大部隊の前線を二部に分つこと能はされはなり翻て梯隊區分の制限に關しては操典は小隊、中隊等に於ても行ひ得らるゝ如く説示するも實際の效果甚だ薄弱なる可し事實の上より評定するときは戰術單位且つ眞の號令單位たる大隊を以て初めて企行し得らるゝものならん即ち第一線の數中隊を二分し或は隣接大隊と呼應して躍進する等なり獨國軍隊は大隊已下に在て

梯隊を行はず二三の戰術書亦た之れを説けり中に就き佛國戰術條規は互に躍進する各梯隊は少なくも一大隊ならざる可らずと論せり
 二、戰術正面の保ち方は孤立並立攻撃防禦退却等の姿勢に由て廣或は狭と爲ることを説示したるなり又第二百八十二條に於ける戰術正面は梯隊區分との比較對照を説くを以て最初の展開に於て保つ可き戰術正面ならん然れども一般に戰術正面の決定は結局の時期に於て占有し
 在りし正面幅を斥するものとす

質問

一、步兵操典第六十九の射撃の學科を實地に施しとは如何なる譯なるや

二、同第二百六十八の歩兵は敵の騎兵に優勢なる砲兵若くは歩兵の援護なき時或は同時に各方向より數線を以て襲撃するか如き優勢の騎兵に非ざるときは開路なる原野に於ても毫も顧慮する事なく前進するを得可し

以下の顧慮なる事なく前進するを得可き場合を戦況を設け説明を請ふ

三、同第二百六十九軍隊彈藥を射盡したるとき或は損害多き戦闘後其隊伍動搖せるとき或は開路地を退却するに當り絶へず優勢の騎兵より脅迫せらるゝときの如きは方陣を編成するを適當とす以上三個の場合に於る戦況を設けて方陣を編制するを適當とす説明を請ふ

四、歩兵部隊敵騎の襲撃に對し射撃に臨み着剣するを可とするや否

や

答案

第一 射撃上の學理は深遠にして兵卒の腦裏に理解し難きもの多きを以て可成丈け物質的教育を必要とす假令は彈道の彎曲する者たる事は兵卒には不審を感ずる者蓋し少なしと爲す是れ曾て目視したる事なければなり故に射撃教範附表に依て各距離に應ずる彈道を構造し以て千米突の彈道は斯く球狀を爲し某点に於て某高を有する事を直接目撃せしめ或は三百米突の照尺を装して前方二百米突の地に伏臥し在る敵を射撃するには那点を照準す可きや等目撃實行に由て學習せしむるの類なり

第二 爰に微弱なる敵騎の脅迫を受けつゝ退却する歩兵部隊ありと假

定す而て此敵騎は他の歩砲兵の協力なく全く孤獨なる者と爲さは歩兵は爲めに其豫期の運動を中止するとなかる可し之に反し縦ひ敵騎は微弱なるも之と協同する他の歩砲兵あるときは餘義なく一時彼の命令に屈從し豫期の行進を停止せざる可らざるに至る可し

第三 千八百六十六年六月二十六日「ランゲルザルツァー」の戦に普軍の後衛は久時の強抗を爲したる結果として多數の損害を被り従て隊伍潰亂し彈藥亦た竭くるに垂んどし加ふるに「ハンノーベル」騎兵(八中隊)の間斷なき追撃に遭ひ苦さに第二百六十九の場合に會遇せり此時生殘せる普の將校等は百方盡力し遂に二個の方陣を編成し激甚なる數回の襲撃に對し能く抵抗し許多の損害なくして敵騎を撃退するを得たり

第四 必ずしも着劍するものと思惟するは誤りならん彈藥を有し且つ射撃し得るの餘裕あるに於ては殊に然り然れども肉迫して騎兵と闘ふ

には銃劍の力に頼らざる可らざることを銘心す可きなり



質問

武學生

野外要務令第八十一末項に曰く

凡て前進運動に於ては小部隊は常に大部隊の進退に従ふべく而して大部隊は其前方に連絡を保持すべし
と然るに同第七十八第二項末文に尖兵より後方に連絡を保持すべきを命じて曰く

通常二人の兵卒を前兵との中間に置き以て之と連絡を保持せしむべしと此二項は明かに相矛盾す其理由如何

答案

要務令の部

本問題の提出者は野外要務令を以て法律文の如く考ふるもの、如し然れども先づ野外要務令なるものは文字の示すか如し理論的のものにあらずして實用的のものなれば隨て法律文の如く精密なる理論上の構成に重きを措くものに非らざることを知らざる可からず扱て尖兵に限り何故に後方に連絡兵を出すを要するかと云ふに元來尖兵は集散離合常なく殆んど斥候群とも云ふべき者なれば時よ或は路外に出て或は停止し或は急歩するものなり故に行軍に於て最も必要なる行進速度を保持する處の前兵に連絡を採らざる可からざるの必要あるなり

又假りに質疑者の如の理論上の眼孔を以て之を觀るも我輩は二項の決して矛盾するものにあらざることとを明言するものなり蓋し質疑者は「大部隊は其前方に連絡を保持すへし」との連絡とは連絡兵を出すことと考ふるものなるへし故に、二項を以て相矛盾すと云ふと雖ども此連絡なる

文字は斯の如く狭き意味のものにあらず即ち連絡なる意味は「前方部隊の知得しある情況を時を移さず大部隊に於て知得すへし」と云ふの意にして之か爲めには大部隊より前方より斥候を派遣し又は副官を走らせ又は前衛に參謀を附する等の手段を採るを要するなり而して連絡兵を出すか如きも又此手段中の一なるへし

質問

同上

野外要務令第八第二項第三行以下に

然るときは軍隊區分若くは本隊の題語の下に同じく行軍序列の文字を附記し之に「」を加へ以て明瞭ならしむへし

要務令の部

と右軍隊区分題語の下に行軍序列と書する場合如何

答案

軍隊区分の下に書するは本隊の題語の下に書すると其義一なり



質問

雪山生

野外要務令第一部第二に軍隊区分は作戦及戦術上の一の目的の爲めに用ゆる臨時の編組云々とあり右作戦と戦術との區別を問ふ

答案

作戦の意義を分て二とす其一は範圍廣くして戦時に於ける軍の總ての運動を意味し其他の一は範圍狭くして戦地に於ける兵團の機動を意味す故に作戦なる辭の内に含著せられて離る可からざるものは運動是なり
戦術も亦分て二とす其一は戦鬪の勝敗を決するか爲めの單純なる術にして之を極言すれば各兵科の操典に規定せらるるものは是なり其他の一は諸兵連合を以て敵の勝を制する爲めの運動及び戦鬪の術是なり故に戦術は甲乙の論なく常に勝を敵に制するの義を有す
由是觀之作戦上の目的の爲め若くは戦術上の目的の爲め軍隊を區分するは右の意義は基かざる可からず即ち作戦上の軍隊區分は一般に軍の運動の爲めにする區分にして戦術上の軍隊區分は戦鬪に於て敵に勝を制し得んか爲め設けらるる處の區分なり

苦し夫れ前衛備衛本隊等軍隊を区分するは作戦の爲めか將た戦術の爲めかと問ふものあらは吾人は之に答て「若し其區分はして運動上の目的より出づるものならば作戦上の軍隊區分にして其區分若し當の敵に對し戦術上勝ちを制するの目的より出づるものならば戦術上の軍隊區分なり」と謂はぬのみ

又極端に走り強て其區別を爲さんか爲りには吾人は左の一例を舉ぐるを得へし即ち「一の軍を分て二縱隊若くは三縱隊と爲すか如きは作戦上の軍隊區分にして彼の戦場における右翼隊中央隊左翼隊隊備隊等に區分するは戦術上の軍隊區分と謂ふを得へし」と

斯くの如く論し來らば左の如き疑問を爲すものあるやも知る可からず、曰く「戦術の爲めの命令は作戦命令と言ふ可からざるや否や」と吾人は此疑問をして釋然たらしむる爲め左の一論を試みんと欲す曰く「戦術上の

動作即ち戦闘に於て勝を制する爲めの運動は作戦中の一つの發生事件にして總體より之を言ふ時は戦役間の諸動作は悉く作戦中に含有せらるゝものなり故に斯の命令を以て作戦命令と爲す可からざるの理由を見出す能はず」と

質、問

六 然居士

野外要務令第一部第三十三に「傳令使は上官に遇ふと雖とも依然其歩度を變せず又命令報告を傳達或は進呈するに下馬を要せず」とあり此精神は敬禮を表せずして可なりと云ふにあるか將た或は駈歩或は乗馬の儘にて敬禮すへしとの意なるや又徒歩者に在てもこれ

七十
に準し下士卒將校に對し行進を止めずして敬禮して可なるや
又此場合は單に戦闘間のみ適用すべきものなるや將た行進駐軍
共戰場に於ける一般の通則なるや

答案

平時の早馳若くは駆馳にて行進する傳令士官に遇ふときは常馳に移り
敬禮を爲すべき者とす然れども戰時にありては其歩度を變せざるの規
定なり又受報告者下馬にあるときは傳令使も亦下馬して報告を呈する
を常則とす然れども戰時にありては下馬を要せざるの規定なり是れ戰時
の要求を充すと第一義とし敬禮を第二とする所以なり此精神より論ず
るときは敬禮を表せざるを以て規定となすに非ず只敬禮を第一義と爲さ
るに在るなり故に上馬若くは徒歩の傳令共此精神に従ひ敬禮を表す

へき者と信す而して此精神は豈番戦闘間のみならんや戰時公報に服す
る者の爲めに悉く服膺せらるべき者たるや明かなり

.....

質問

同上

獨立騎兵と搜索騎兵との區別を問ふ

答案

獨立騎兵前衛騎兵并に後衛騎兵等は悉く之れ搜索騎兵に外ならず只獨
立騎兵とは部隊の大小を問はず直接に他隊と連繫を有せずして動作す
るものにして前衛騎兵若くは後衛騎兵と其趣を異にす特に搜索騎兵と

要務令の部

名づくものは騎兵を使用するの目的より命したる名稱に過さるなり

質問

於國府臺 M M 在生

野外要務令綱領中第五項に左の一項あり例を擧げて明解を仰く
○命令を下すの法又巧拙あり唯筆舌を以てす可らず唯正當に下す
未可なり唯其實施を監視する亦未可なり云々

答案

「命令を下すには唯理義明確なる言文を以てするのみにては未だ圓滿な
らず宜しく機會に投合し且つ受命者の器に適應せざる可らず」との文意

なる可し然り如何に巧妙完美なる命令なりとも機を愆らばす効なかる
可く又受命者の人と爲りを考量せずして百人一色に命令したらんには
其成果常に不良を免れず普國砲兵大佐ギヤッキ―氏著(戰略戰術問答)な
る書中に謂あり曰く指揮官は同一の事件を命するにも受命者の性行に
由て要求を異にせざる可らず例へば或時間内獨立して動作せしむ可き
支隊を派遣するに方り其支隊長の稟性勇敢果斷の人ならんには指揮官
之に命するに「慎重して真面目の交戦を避く可し」と言ひ其人若し持重慎
沈の性ならば「毫も踟躇することなく猛進す可し」と勵促せざる可らず云々
所謂肯綮に中るとは此等の謂乎就て参考せらるへし

質問

要務令の部

野外要務令報告書雛形に受發簡者の官姓名を朱書にし。又た他の要務令には欄外に朱書にすへしとあるは如何なる理由なるや此段質問住候間御教答を得は幸甚

答 案

官姓名は朱書の方正當なり欄外に朱書にすへしとあるは陸軍省より印刷者に命したる注意を誤て其儘印刷に附したるものなり

質 問

要務令の前哨の各部の交代を拂曉時に於てする理由如何

答 案

晝間に於てするときは各部の運動を敵眼に暴露するの患あり又夜間は暗黒の爲め四周の地況を識得するに便ならず故に此欠失を除かんには拂曉を良とす是れ各部の運動を秘匿して交代を終り而て各部其位置を得るに方も同時に天明を得るに至ればなり加之敵の攻撃は通常拂曉に在るものとすれば此際前哨部隊は二倍上下番兵の兵力を添加し在ると同一の利を得るを以てなり

質 問

要務令の部

無名氏

獨立下士哨より下士哨を出し得べきものなるや其理由を説明願度候

答案

下士哨を出すことなし

理由 獨立下士哨と下士哨とは隸屬上の名稱にして其警戒上の能力は殆ど同一物なり(要務第一百第五項及第六十)獨立下士哨は小隊の小なるもの云々は亦是れ隸屬上の關係を説きしのみにして此二者は警戒力の強弱あれども共に前哨中隊長の直屬なることを指定したるものなり然れども獨立下士哨は時機に由り二個以上の複(單)哨を配置するとあるを以て第三百三十の説示を必要とする所

以なり尙第四百四十五第一項には明かに下士哨を出すの能力なきとを指示せり



質問

無名氏

大行李にある糧秣を使用せしときは携帯糧秣給養と稱し得るや如何若し稱し得ずとせば此は何給養に屬するや

答案

現行要務令に明示しあり然れども窃聞する所に依れば改正野外令草案は縦列、大行李、携帯口糧の三者を包括して携行糧秣と呼稱し三者の一に

要務令の部

養するときば之を携行糧秣給養と稱するに規定せしが如し

質問

無名氏

野外要務令第二百三末項中隊長の位置は操典の定むる位置と異なるや

答案

全く異なる甲は縦隊の先頭にして乙は先頭伍の外側なると本文の明示する所なり



質問

無名氏

要務令第十二に依り拵虜に審問して其行軍の狀態士氣の振否等の候察を確定するとは頗る難事ならん如何なる方法手段を用ゆれば可なるや

答案

定式の方法手段あるものにあらず明察の要は審問者其人の氣才に存す疑問氏は如何なることを難事と認めしや了解し得ざるも若し愛國の志士は決して敵人に眞事實を告白するものにあらずとの想像より起りし難事ならば少しく杞憂なる可し如何とすれば古今内外にありし實歴の多

要務令の部

くは推考の好材料をなしたればなり



質問

無名氏

歩兵の尖兵は一分隊以上を以て前兵の力を借らすして廣く搜索するを勉へし云々其廣くとは自然定限なかる可らす某戦術家は尖兵の搜索面は尖兵の先頭より前兵の後尾迄の距離即ち五六百米突を定限とすと云ふ然るに未だ其理由を推究するに苦む依て尖兵前兵前衛本隊等に就き各搜索面は何れを定限とするや理由の説明を乞ふ

答案

畫然たる定限なし之を要するに行軍梯隊は次を逐ふて直後の梯隊を庇掩して不虞の災害を被らしめざるの願慮を以て搜索面を定む可し即ち尖兵は前兵の前衛の如く又前兵は前衛本隊の前衛の如き關係を有するものたることを知らば自然の間に適當の定限を發見するならん

質問

要務令第二百の第五項中に市府を通過するときは兵卒の疲勞せせる等特別の事情あるを除くの外必らず徒歩兵は步調を取り云々どあり然るに要務令第九十八の徒勞を避くる方より謂へば此の場合
要務令の部

に於ては歩調を取らざる速歩位にて可なりと考ふ必らず歩調を取りとは如何なる意味なるや

要務令第二百十四に軍隊を大なる編合に集合するの利益は(中略)自由に行軍方向を撰擇し得とあり然るに部隊毎に集合場を定めたるるときと雖も一令さへ傳達せば自由に行軍方向を撰擇するに妨げなき者の如し如何なる理由なるや

答 案

第一 要務令の所謂歩調を取りなる語は操典中速歩の爲めに規定したるものと同一意義と解釋せざるも可ならん即ち徒歩者は歩の調子を整ひ乗馬者は隊勢を整ひて軍隊の威容を正し一方には一般通行人と彼此相妨害せしめざるの主旨に外ならざるを以て嚴格なる速度を用ゆるこ

ともある可く又時に「歩調止り」の行進を爲さしむるともあるべし此二者は隊長の隨時適應に示命す可きものにして共に要務令の主旨の合するものならん

第二 假令は各兵種各個に離隔して集合しあるとき之を戦術上の編合を以て某方向に行軍せしむるの必要生じたりと爲さば指揮官は如何に處置するや前衛に充つ可き歩兵は現在するも之を編合す可き騎砲兵は數十分時の後にあらざれば到着せず而て出發は最も至急を要すと爲さば甚だ不都合ならずや

質問

質問生

教練の原則は嚴格に實戦を目的とするものにして、闘戦に實用すべからざる事件をして平時の慣習たらしむるは明らかに此原則に背反するものなり。然るに操典の要求する處と射撃教範の精神とは往々一致せざる所あり。今左に之れか疑問を呈す。希くは明瞭なる教示を賜らんとす。

操典第一部第六十八に曰く散兵は停止間概ね伏臥するを要すと。然るに歩兵射撃教範は之に反し立姿の養成に重きを措くるものなり。如し(第三表立姿七回伏姿二回其他之に同じ)其理由は同第四十に記する如く此姿勢に習熟すれば他の姿勢も亦隨て自然に習熟

射撃教範の部

するものなりと爲すなるへしと雖も實際立姿に習熟するは甚だ困難なるを以て戦闘に必要なならざる階段托架の射撃を加ふるの止を得ざるに到れり故に射撃教練に益々複雑を來し管に單簡と云ふ原則に背戻するのみならず初年兵の如きは射撃教練の終期に至るも伏姿は勿論立姿と雖も尙未だ充分習熟せざる處あり故に若し此間に於て動員を行ふ場合ありとすれば初年兵の大部は戦闘に必要な射撃の動作は到底之を行ふ能はざるものと覺悟せざる可らず右戦闘目的と背戻するを以て足れりとする理由如何

答 案

一利一害は數の免れざる處射撃教練に於て殊に然りとせず抑も射撃教練をして成るべく實戰的ならしめんとするは教練の精神なりと雖も絶對

的に之を實施せんと欲せば避く可らざる數多の困難危險及經濟上の顧慮等を生ず故に教練は止を得ず教育上の便利を第一とし其戦闘動作の聯繫に關しては他より之を補ふの機關を設けたり教練第四十三の規定即ち是なり故に此規定を確實に實施せば戦闘目的と背戻するの弊害は之を醫正することを得へし

階段托架の射撃は第一新兵の爲めに確實に照準の要領を了得せしめ第二近距離射撃に於て銃の固有偏避を知らしむるの利益あり即ち易より難に進むの原則に基くものにして質問者の論する如き價值なきものにあらず若し夫れ最初より膝姿或は伏姿を以て射撃せしむるを得ば戦闘目的に關する利益は或は多からんや雖も斯の如くするには多數の彈藥を費すにあらざれば發射の要領を了得せしむる能はざるの不利あり故に數多の實驗に基き右の如く規定せられたるものならん

質問

同上

階段托架の射撃は止を得ず補助の爲め用ふる射撃法ならん然るに射撃教練の終結後之れか検閲を行ふは斯の如き射撃も亦一種の射撃術として實戦に應用するの目的なるや否や其検閲の目的如何

案答

検閲射撃の目的は射手の熟否を検知するにあり其初年兵の乙に於て階段托架の射撃を検閲する所以は初年兵は比較的多人數の検閲を行ふを以て勢ひ未熟の兵も尠からざるを以て止を得ず此種の射撃を撰定したる者にして決して此種の射撃を實戦に應用するの目的にあらず

質問

歩兵射撃教範第五十二項中許すべき誤謬の最大限を二珊知米と定めしは何故そや

案答

照準したる標的即ち小「バレット」の全徑を以て誤差の最大限と定めたるなり詳言すれば二珊知米突の照準誤差は標的中の絶對なる二點を照準したるものに等しく大は即ち大なれども未だ標的外に逸脱せざるを以て許す可き最大誤差となす又小「バレット」の中徑は距離の五百分一即ち $\frac{10m}{500} = 0.02$ に規定せしものなり

質問

後進生

歩兵射撃教範照尺の用法中第四十八條一項の終りに但し四百米突以内に於ける高さ目標(膝姿以上)に對しては總て第一階段を用ゆるを利ありとす云々第一階段とは四百米突を指すものか又は三百米突なるか及び其理由詳細高教を乞ふ

答案

第一階段とは初階段即ち三百米突なり四百米突以下の近距離に於ける現用銃の彈道形狀は頗る直進(附表を参照せよ)するを以て故らに其距離に正當する照尺を裝定するの煩を爲さざるも此彈道抵伸を利用して僅に照

準位置を高低するを簡便なりと説示したるなり(後項参照)



質問

F T 生

後進生の照尺の質問(1)に對する答解は理解し難き點あり左記の卑見に付御叱止を乞ふ

一、射撃教範第四十八の初に「第一照門は三百米突其他三個の階段は四百、五百、六百米突の射距離に適當し」とあるにより階段は即ち三個なることを示めせるものゝ如し若し三百米突の照尺を第一階段とせば何故第一照門と云はずして第一階段は三百米突云々と記せざるや照尺の構造上より云ふも三百米突は階段狀をなさざる射撃教範の部

なり

二三〇米突に於ては彈道最も低伸する故に凡ての目標を射撃して利あるべし何故に四百米突以内に於ける高き目標膝姿以上と限りあるや、解し難し

三四〇米突に於ける彈道の最高度は〇九四なる故に膝姿兵(一米)以上の目標に對しては四百米突以内如何なる近距離に接近するも命中し得べき理なり然らば第一階段とは四百米突を指すものに似たり

然れども近距離にある敵に對し三百米突の照尺によらずして四百米突の照尺を採用するを利ありとすと云ふに至りては其意不明なり尙ほ高示を乞ふ

答 問

田君の解釋は復讀玩味して大に其至當なるを悟りたるを以て爰に後進生君に對して試みたる答解を取消す

後段の疑問は下の如く解釋して可ならん即ち敵を攻撃する部隊已に四百米突以内に近接せば復た照尺の改装を要せず照準點を移動するに由て射撃効力を收む可しと説示したるもの如し蓋し我國の典範は攻撃を以て基準を立つるものなればなり若し夫れ三百米突或は其已内に於て突然射撃を開始するが如き場合に於て故らに四百米突即ち第一階段を裝するが如きは甚だ理由なきものならん

質問

生 兵

現在の山野砲と速射砲との大體の差異を問ふ

答案

現在の山野砲と速射砲との大體の差異を問ふとの問題は漠として要領を得るに苦む處あり是れ或は尋常砲式の山野砲に換るに速射式山野砲を以てする場合に於て如何なる差異を生すへきかの意ならんか若し然りとせば火砲の性質上より自然種々なる點に關し其差異少なきに非らされは其論點甚た汎し一々之を詳説するときは數頁の能く盡す所にあらず之を以て或は問題提出者の希望を充す能はさらんかの恐れあれども假し前示の主意に基づき左に重要なる數件を掲げ些か答解を試んとす

第一 火砲製作の設計に於て尋常砲式は某範圍内に後座を許しつゝ、威力を求め速射砲式は後座を大に制限しつゝ、威力を求む後者の希望を充すには運動輕易の規約を忘れて重量を増し若くは結構煩雜なる可らず又運動の輕易に偏し威力を減少す可らず此の運動性と威力とは反對の位置に在るか故に設計一層難し故に速射砲に在ては口徑を小にし(七珊米五約五吉瓦の彈丸を五百乃至四百五十米突の初速を以て發射し充分人馬に對する効力を全備することに止め破壊力は之を野戰榴彈砲に任するの方針に進まざる可らざるなり

第二 射撃の効力なるものは發射速度と共に増大したり即ち一旦射撃修正を了へたる以上は優勢なる射撃を行ひ得るなり

第三 口徑を低下し後座の制限に顧慮せざる可らざるか故に大に構造に意匠を凝し運動輕易の性を増したり

第四 發射速度を増加したるか故に砲兵は近接戰鬥力を加へ從て自衛力に大に増加したり

第五 無煙火薬の應用は速射砲と連繫して相ひ離れざるものと云ふへし然らば則ち速射砲中隊は能く陣地を秘し射撃の指揮便易と成り且つ自己掩護の性を加へたるものなり

六 後座を制限する時は地幅に限りある地点に砲車を布設するを得此事山砲に於て尤も關係する處あらん

第七 陣地變換を行ふに於て原則に基き遞進を爲すとせば後留砲車は充分發射速度を増し得るか故に毫も射彈減却の患に會するなく優勢なる砲火を續行しつゝ一部をして前進せしむるを得るなり

第八 攻守両者の間に於て大に砲兵の要度を高めたり

第九 騎兵の對戦に於て砲兵動作の快速は古來希望する處なり速射砲

は此点に關し大に満足を與ふ

第十 速射の施行容易なるに至れば自然速射實行の時機に會すること多からんか果して然らば補給彈藥の定數今日の比を以て満足し難き狀況に至らん又た一方に於て黃銅製の藥筈を用るとせば彈藥一個に付二吉瓦六〇〇乃至〇、八一四の死量を加ふ且つ又其價高し此点に關し諸國研究しあるも多少從來のものに比し死量を加ふるの止む可らざる處あるか如し從て大に運搬量を加へ補給運搬に一層の注意を要するの弊害あり

第十一 又た藥筈を用るものとし一陣地に於て戦闘を行ひ急に陣地變換を要する場合も會し其砲列に空藥筈の堆を爲すか爲めの轉地運動に大障礙を與るなり是れ獨國の已に實驗する處なり

第十二 射撃修正に臨み中隊の全砲車を講呈せず二三砲車を以て之を

行ふを得へし又た單に射撃修正の要領に基き中隊編制を論ずるときは一中隊の編制を四門に減するも妨げなし

第十三 射撃精密速度大なる速射砲を用ゆるに至れば野戰砲兵中隊測遠器應用論の再興するに至るへし

第十四 縦列或は砲兵單位に編制修正の要を生ずるに至らん

質問

兵學生

實地講話と野外戰術實施との區別を問ふ

答案

實地講話とは將校團教育令中の所謂現地講話のことならん又野外戰術實施なる名稱は同教令及其他の規定中に之を見すと雖も幹部演習現地講話其他凡て戰術を野外に於て實施研究する場合には此名稱を用ゆることあり故に野外戰術實施は其意義甚た汎く總て野外に於て戰術を實施研究する所の諸演習を總稱するものにして現地講話は統裁官より與へたる單一なる方畧に基き現地に就て各兵種の戰術即ち陣地の攻守退却追擊等の動作を個々に(幹部演習等に於ける如く連續の戰術動作を研究せず)問答的に研究するに在り



質問

過慮生

騎兵が徒歩戰に際し手馬に關する注意上微烟火藥の爲めに影響を蒙ることありや否や

答案

未だ實驗上の確説を有せず今假りに理論上より推考すれば微烟火藥の爲め彈道低伸するか故に從來より比し手馬を離隔する必要あると又一方には微烟の爲め彼我の散兵線を識別するに苦むこと多かるへし故に前方に連絡兵を出し若くは斥候を出すの必要を生するならん猶研究の上後日他に注意の要件を發見することあらは重ねて述ぶへし

質問

二十七八年役各歩兵隊の戦闘詳報を視るに歩兵中隊長の乗馬を必要とする意見を附するもの多し若し乗馬し得るものと假定せば戦[○]闘[○]戦争にはあらざるか問如何に之を使用すべきか

答 案

戦國に於ては歐洲諸國に於けるか如く中隊長をして平時は兎もわれ戦時は必ず乗馬せしむるを要するは二十七八年戦役に徴して何人も疑を容れざる所なるへし而して中隊長の乗馬を必用とするは多くは戦闘開始前にして即ち行軍間前哨配布の際、又は戦闘展開陣地占領等の場合に在るものにして戦闘開始後殊に敵火の威力大なるに至ては地形と地物とに於て之を許すに非らされは通常下馬せざる可らず故に戦闘間乗馬を利

用し得るの時機は甚た稀にして其之を利用し得るは例へは我猛烈なる射撃の爲め未だ銃劔突撃を行はざるに先ち敵兵其陣地を徹して退却する時の如きは中隊長は直に乗馬前進して最も速かに集合及追撃等の部署を爲さざる可らざる時の如き場合はなり故に戦闘間中隊長は可成乗馬を近く牽かしむるを要す然ども亦漫々に敵眼に暴露して損傷を受くることなきに注意せざる可らず

質 問

研 究 生

砲兵か友兵の頭上を超へて射撃するには何か規定する處ある乎

答案

平坦地に於ては放列の前方三〇〇米突(新火砲に對しては尙ほ一層大なるを要すへし)を隔て、位置を占むれば腔發に對し危なかるへし又頭上
 一〇米突の點に彈道を導かば惡感を起さしむることなし是れ實驗に依る處の説なり然れども砲兵の前方に他兵を占位せしむるときは第一砲兵の前進路を塞ぎ第二敵に二重の目標を呈するの害あり故に一般の場合に於ては戰鬪終局の期にあらされは歩兵を砲兵の前方に出すへからすと説くものあり

質問

同上

騎兵襲撃には大人肥馬を利ありと云ふ其理如何

答案

襲撃の奏効は衝突力の強弱即ち馬の大小に關すればなり

質問

同上

山砲の運轉をして野砲に比し一層輕易ならしめんか爲め各部の尺度を悉く減縮せり然るに特り口徑のみは之を同一になし置くは如何

答案

可成彈丸の効力を大にし且つ其製造補給を簡易ならしめんか爲めなり



質問

同上

野砲運動の容易且敏速ならんを欲し猥りに馬数を増加して可なる乎

答案

否自ら制限あり實驗によるに二馬、四馬、六馬、八馬と馬数を増如するに準して其一馬の力は九、八、七、六の比を以て遞減するものなり若し此比を以

て推すときは十馬を以て最大數たることを知るへし是れ各國共輓力と輓力とを慮り六馬乃至八馬を使用する所以なり



質問

同上

將に戦線に入らんとするに當り隊長は部下に對し如何なる所爲を最も必要と爲す乎

答案

其部下の志操を観察せんか爲め隊前凡四歩の隔て右翼より左翼に通過し士官、下士、兵卒の別なく屢々言語を以て之を慰撫し其氣を振作すへし

而して好機會を見ては兵卒の姓名を呼ぶ等隊長たる者部下に對して疎闊ならざるの意を示し彼をして愈信賴するの念を起さしむへし

質問

X 生

作戰命令中「搜索せらるゝを要す」「撤去せらるゝを得」(枝隊の戰術實施に其例あり)等の語あり訓令的にして命令詞には不適當の如く思はる何々すへしと記する方適當あらすや

答案

質問者は「せらるゝ」なる用語を明かにせざるものゝ如し抑も「せらるゝ」な

る語は受働的の語なり何々「すへし」とは他働的の語を以て受令者に要求を爲すの語なり

若し今「何々村は」搜索すへしと謂はゞ如何なる意味を有すへきや吾人は其意義を爲さざるを信するなり如何となれば村は敵狀を搜索するの機能を有せざればなり是に反し「何々村は搜索せらる」と謂はゞ果して如何なる意義を有すへきや吾人は明かに之に答解するを得ん即ち何々村に敵の現在するや否やを我の斥候等に因て搜索するの謂なり豈他の不明瞭を挿むへけんや

又「前哨は何時に撤去すへし」と謂はゞ是れ又意義を爲さざる可し如何とすれば前哨は何を撤去すへきやの意味を言ひ現はさゝればなり然るに若し「前哨は何時に撤去せらる」と謂はゞ吾人は實に其明瞭なるを信す如何とすれば之を換言すれば前哨司令官は何時に其前哨を撤去するとの

意味なると明かなればなり

右に依り「せらるゝを得」せらるゝを要すとの語は訓令と命令とに關はらず適用せらるゝものなり曷そ命令には「何々すへし」と云ひ訓令には「何々せらるゝ」と云ふの區別あらんや

質問

X 生

歩砲兵中隊は三小隊に騎兵中隊は四小隊に編成せし理由

答案

歩兵の三小隊なるは散解隊次上の便宜に基き砲兵の三小隊なるは砲二門を一小隊長に指揮せしむるの原則に基く而して騎兵の四小隊なるは

分割の場合多きを以てなり

質問

在駿府城内 香 軒 生

二萬分一地圖伸寫の最簡短且迅速なる方法並に縮圖の最便方

答案

右は器械を使用すれば甚た易々たるとなれども質疑者の意は蓋し器械を使用せざる場合なるへし之を以て未だ十分なる答案を附するの運ひに至らず大方諸君の内にて御承知あらは垂教あれ併し其一法として以下に之を述べん重要なる地物を先づ書き次に他の重なる地物を書き斯

の如くにして逐次に重なる地物を書き次に道路、河川、山脈次に諸種の符
合を記入す

質問

無名氏

軍紀と風紀の別を簡単に嚴格に定義せられたし

答案

軍紀は軍隊の法則なり風紀は軍人の行爲なり(簡約に言ひ現せば先づ斯
の如し詳細を知らんと欲せば軍事教育會講義録第一號に記載の高木少
將の所説を見るべし

質問

A B 生

陸軍禮式第三十一條第二項には元師陸軍大臣參謀總長及將官云々
とあり單に之を總稱して將官云々としては不都合なりや

答案

元師の稱號を有し又は陸軍大臣參謀總長の職を奉する將官は他の將官
より特別の禮式を規定しあるを以て殊更之を列擧したるものならん又
一方には若し單に將官云々とあるときは元師の稱號を有する將官に對
しては如何なる敬禮を爲すべきやと云ふの疑問を生ずる不都合あるな
るへし

質問

同上

重貨物を運搬しつゝある軍隊の將校に對る敬禮は正しく步調をとり陸軍禮式規定の如く實際なし能はざると多し此場合には如何なる敬禮法によるべきや

答案

途步行進間の敬禮に依れば可なるへし何となれば元來軍隊にして重貨物の運搬を爲すと云は全く例外なる場合にして此時に在りては無論規定の如く速歩若くは途歩と名くへき行進法を爲すとは出來ざるへし從て正々堂々步調を取り「頭左右」の敬禮を爲す能はざるも亦自然の勢なり然れども之か爲め一の規定を設くるの必要もなかるへく途步行進間の

敬禮を適用すれば可ならん

質問

大坂の故兵

陸軍に山形の徽章假令は大隊旗等の如しを用ゆる理由如何

答案

此は殆んど答解する程の價值なきものなり即ち陸軍に山形を用ゆるは猶海軍に波狀形を用ゆるか如きのみ

質問

同上

衛生部下士卒の肩章の徽章は何の形あるや又之を用ゆる理由如何

答案

衛生部下士卒肩章の徽章は「エスクラブ」蛇なり理由「エスクラブ」Aesculap
は醫神の名稱にして「アポロ」Apollo(男神及び「コロニス」Koronis(女神)の
間に生れ醫學者として有名なる「シヤロン」Chironの弟子なりしか常に木
草學及び療病術を以て人生の可死者を救ひ又能く死者を蘇生せしむる
の奇術を施せりと云ふことゝに於て「ゼウス」Zeus(神の王)この事を「プルー
ト」Pluton(閻魔王の如きものか)に告訴せり然るに「プルー」は彼の奇
術を忌み雷神に命じて「エスクラブ」を雷撃せしめ終に死に到らしめたり
實に彼か如き仁術者にして斯の如き不幸の最後を遂けたるを以て當時
世人より醫術の神として尊敬せられたりと傳ふ其神標は杖に蛇の纏絡

したるものなり爾來今日に至るまで「エスクラブ」をして醫神と唱ひ從來
醫は勿論凡て醫術に因あるものこれを尊敬せり本邦陸軍に於ては明治
十九年二月廿四日内閣第十四號の別冊を以て衛生部員の服制を定められ
其肩章に「エスクラブ」蛇の標を附せられたり其由來する處蓋し以上記載
する所に他ならず

質問

同上

徒歩下士卒正装の時脚絆を袴下に着用するの理由如何

答案

下士以下正装の際脚絆を袴下に着くるは靴下靴紐等の露出せざるか爲
めなり猶將校正装の際第一種靴を穿ち及び袴に「スピー」を附するか如し

維の部

質問

窮 追 生

擧手法目の敬禮法に右手を舉げ云々肘を肩に齊くし云々どあり舊慣に依れば手を擧るとき肘の方向は肩の右側方なるか如し然るに之を肩の右前方に張るもの往々あり何れか正當なるや肘の方向に就き則るべき定式如何

答案

肘の方向は肩の右側方なるを以て定式とす

(理由) 陸軍禮式室外の敬禮通則第一項に軍人室外の敬禮は擧手注目とす其法姿勢を正し右手を擧げ諸指を接して食指と中指とを帽の前庇の

右側に當て掌を稍外面に向け肘を肩に齊くし云々どあり若し肘を前方に張るときは掌は外面に向はすして左面に向ふへく且つ其舉動困難にして姿勢も亦醜し故に肘を前方に張るは違式とす



質問

將校刀の敬禮第二節に刀を斜めに下す云々どあり各人の習慣にて刀身の方向を右前方或は側方又乗馬の者は右後方に致すもの往々あり區々一定せざるか如し是亦則るべき定式如何

答案

刀身の方向は右前方に致すを定式とす

(理由) 陸軍禮式室外將校の敬禮第二項第二節に「右臂を全く伸して刀を斜めに下げ爪を上にし」云々とあり此文意を按ずれば刀身の方は右前方に致すを正式となすか如し但し乗馬の者に在ては勢多少側方に向ふへきも右後方に致すか如きは違式ならん

.....

質問

同上

葬祭の節齋場墓前等にて死者に對し敬禮するとき又靖國神社廻廊にて參拜する時等は強ち室内外の區別を以て律す可らざるか如き感あり舉手注目すへや將た脱帽拜禮すへきや

如何

答案

脱帽拜禮すへし

(理由) 拜神の時又死者に對しては最も恭敬を盡すこと禮式の精神ならん故に靖國神社廻廊齋場屋内は勿論野外に在る墳墓に對しても脱帽敬禮するを穩當なりと況や注目とは受禮者の眼に注目するものなるに拜神又は墓參等の場合には其注目すへき點を知らざるに於てをや

.....

質問

同上

日覆は炎暑の際上は絨衣を着するも既に下に夏袴を穿つ以上は必ず第二種帽に附するものと見解すれども隊外將校下士には之を用

ひさるもの往々あり右は各人の適意なるや又は據るへき定則あるや如何

答 案

據るへき定則あらざれども絨衣を着する場合には帽に日覆を付せざるも妨げなし但隊伍を編組する等の場合に於ては一樣ならしむるを要す(理由) 服装規則第十三條に「日覆に炎暑の際軍裝略裝に在て第二種帽に用ゆるものとす云々」とあり然れども是れ日覆の用法を汎く示したるものにして炎暑の際には必ず用ゐざるへからすとの精神には非らざるへし元來帽に白布を覆ふは白色は日光の熱を吸収すること少なきか故に之を以て日射病等の憂を防く爲めなるへく即ち日覆の名稱ある所以なるへし然るに六月乃至九月の間と雖ども天氣陰溼にして冷氣を感し夏

袴を着すと雖ども絨衣を用ゆる時に際し帽は必ず日覆を付せざるへからすと云は、恐らくは膠柱鐃舟の譏りを免かれざらん況んや絨衣を着する場合には帽に白布を付せざるも敢て外歡の美を損するなきに於てをや故に單獨者にありては天候に因り隨意たるへしと雖ども隊伍を編組する等の場合にありては其長の意見に依り一樣ならしむるを良とす

質 問

同 上

我國四等四級以下の勳章二三種を有する者自己の適意にて其内の某一種のみを佩るも妨げなき義なるや如何

答 案

雜 の 部

二三種の勳章を有する者は必ず之を併佩すへし但外國の勳章及記章の類は此限りにあらず

(理由) 勳章佩用式第五條に「別種の勳章は之を併佩す其大綬章は之を併佩せず」とありて四等以下の勳章二三種を有するもの其内の一種のみを佩ふるも妨げなきの規定なければ必ず之を併佩すへきものゝ如し且金鵝勳章と旭日章を有する者金鵝章のみを佩ひ旭日章と瑞寶章を有する者旭日章のみを佩ふるか如きことあらは其之を佩ひざる勳章は之を尊重せざるか如きの嫌なきにあらざるへし然れども外國勳章及記章の類は勳章佩用式の規定外ならざるのみならず外國勳章の如きは勳章記章佩用心得第九疑に「我勳章を有する者我勳章を佩ひすして彼の勳章のみを佩ふへからず」とあれば我勳章のみを佩ひて彼の勳章を佩ひざるも妨げなきの意は自ら明瞭ならん是れ本文の但書を付する所以なり

軍事新報

毎土曜日發行
一冊定價金參錢
郵税金五厘
當時第百二十號迄發行第卅七號以後(但第九十三、五、六號欠)取揃之有候

本紙は去年八月より支隊戰術の研究に従事し大に好評を博したるに依り今年より更に小戰術の研究に従事し且つ日英獨の會話を開始したれば實に一生面を開きたり

本紙体載

- ◎瑣言 に於ては教育、戰術、軍情、時事等に就て所言を述べ
- ◎戰術 欄に於ては戰術上の問題を掲げ之に對する讀者の答案に就き講評を加へ且つ問題提出者の意見を掲ぐ
- ◎學問 欄に於ては軍人に必要なる諸般の問題を掲げて専ら軍事智識の啓發を勉む

○温古 に於ては古人の偉蹟を擧げ古人の事業等を録し之に所信を附して武士道の振興を圖る

○問答 は軍事上の疑義を闡明ならしむるを期す

○鳩報 は四方諸彦の語らんと欲し言はんと欲し將た教へんと欲し訴へんと欲する真理の人類たるを以て任す

○雜報 に於ては内外苟も軍事眼に映するものは事の細大を問はず確實に報道するを怠らす

○欄外 には陸海軍の法令及叙任補職を謄録す

軍事新報戰術研究規定

一初級幹部に必要な戰術を主とし問題を掲ぐ之に對する答案は本紙購讀者は何人にも差出す事を得

一答案は問題掲載後十日以内に本會に到着するか如く差出すを要す

一答案は秀越なるもの數個を採り之に講評を加ひ可成三週間目の新報に掲載す可し(多きときは次號に亘る事あるへし)

一答案の始め及封筒には「第何號答案と記するを要す」字体は楷書、用紙は半紙とす(鉛筆を禁す)

一講評に對する質疑若しくは反論等は有益と認むるものゝ外は騰録せず

陸軍歩兵大佐山口圭藏氏校閱
陸軍歩兵大尉佐久間金吾氏著

第二版部隊教練

全 定價金拾錢
郵税金貳錢

右は部隊教練の實施と講評とを記録したる者にして軍事新報紙上に連載し頗る好評を博したる者なり更に大に増補訂正し且つ山口大佐の校閱を経て一冊子と爲せり青年幹部の爲には良好なる參考書なるへし
霧峰逸史著

親燈瑣話

第一集 定價金拾錢
郵税金貳錢

親燈瑣話

第二集 定價金拾錢
郵税金貳錢

意到り筆隨は、片言以て人を動かすに足り神通し氣會すれば隻語以て世を警むるに足る新報敢て當らすと雖も教育、戰術、軍情、時事、等苟も感ずる所あれば隨て其所信を述ぶ今を蒐集して一冊子と爲す長夜閑窓の下又以て親燈の侶伴と爲すに足るものあらん

陸軍歩兵中佐松川敏胤氏著

第五版支隊戰術實施

全

定價 五拾錢
郵稅 金 八錢

右は氏か大學校二學年生に對し會て支隊の戰術を講述せられたる記錄なり

陸軍歩兵大佐山口 圭藏氏

無名氏

陸軍騎兵大佐澁谷 在明氏

陸軍歩兵少佐松石 安治氏

陸軍歩兵大尉橋本勝太郎氏

陸軍砲兵少佐星野 金吾氏

講評

戰術講究錄

第一集

定價 金 參拾錢
郵稅 金 六錢

陸軍歩兵大佐東條英教氏
陸軍騎兵大佐澁谷在明氏
陸軍歩兵中佐松川敏胤氏

陸軍歩兵中佐仁田原重行氏
陸軍砲兵少佐星野 金吾氏
陸軍工兵少佐阿貞次郎氏
陸軍砲兵少佐有田 恕氏

講評

戰術講究錄

第二集

定價 金 參拾錢
郵稅 金 六錢

軍事新報は曩に戰術研究の門を開き枝隊の戰術に關する問題を掲げて普く答案を全國に募りしに毎回輻輳するもの數百乃ち其尤を抜きて細評を試み且つ之に答解を全て連載せしに大に四方の歡迎を受けたり故に更に輯録して茲に之を同好に願たんとす
陸軍歩兵少佐松石安治氏著

第三版戰術講授書

一冊

同 金 四拾錢
同 金 八錢

右は混成旅團の戰術及師團の上陸と戰術とを研究せられたるものなり
通譯官侯野和吉氏著

軍人用臺灣語

一冊

同 金 拾五錢
同 金 貳錢

右は臺灣語を最も順序正しく且つ理解し易きを主として編述せしものなり渡臺者の好侶伴たるべし

五

陸軍少將中村覺氏著

第四版軍人勅諭講義

一冊

同金 五錢

右は氏か待從武官奉職中執筆せられたるものにして勉めて平易且つ通俗に説述せられたるものなれば何人にも解し易かるへし

本會講師拾數名著

第四版精神教育談第一集

一冊

同金 拾錢

本會講師拾數名著

第二版精神教育談第二集

一冊

同金 拾錢

右は伊東大將、岡澤、川村中將、佐藤、土屋、武田少將外數拾氏の講話にして世間自

ら定評のあるものは敢て贅言を要せざるへし

御年士官學校譯

○戰術上の決心及命令

右は獨立陸軍大學校の授教法に基づき説述したる最新の翻譯したる物なり

陸軍歩兵大佐山口圭藏氏校閱
陸軍歩兵大尉竹内武氏著

第三版各個教練

一冊

同金 拾錢

右は各個教練に關する細密なる教育法を明瞭に説明したるものにして曾て軍事新報上に連載して頗る好評を博したるものなり之を更に大に増補訂正し且つ山口大佐の校閱を経て冊子と爲せり各個教育には適切なる參考書なるへし

●軍人ハンカチーフ (きやらく)

軍人ハンカチーフ發行趣意書

定價壹枚金五錢五厘遞送費は三十枚毎に二百目の小包料を要す但し百貳拾枚以上は本會に於て小包料を負擔す

八

軍人「ハンカチーフ」は素と佛人の立案に係りて方今盛んに歐米各國に行はれ某々國の如きは軍人の必携品と爲すに至れり本會夙に其有益なることを認め一昨年來圖案の研究に従事し近者漸く竣成を告ぐ其軍人に必要なるは論を俟たず舉國皆兵の今日一般國民にも亦軍事思想養生上甚だ必要なるを信じ茲に之を發行して世に公にすることを爲せり

步兵戰術 小隊中隊の部

全一冊

定價 金貳拾錢

郵税金四錢

右は本年一月以來軍事新報紙上に於て研究したる小戰術を輯めたるものなり

明治三十二年九月十八日印刷
明治三十二年九月廿一日發行

東京市麹町區土手三番町二十一番地

發行兼
纂人

高橋靜虎

東京九段

發行所

軍事教育會

東京市神田區南甲賀町九番地

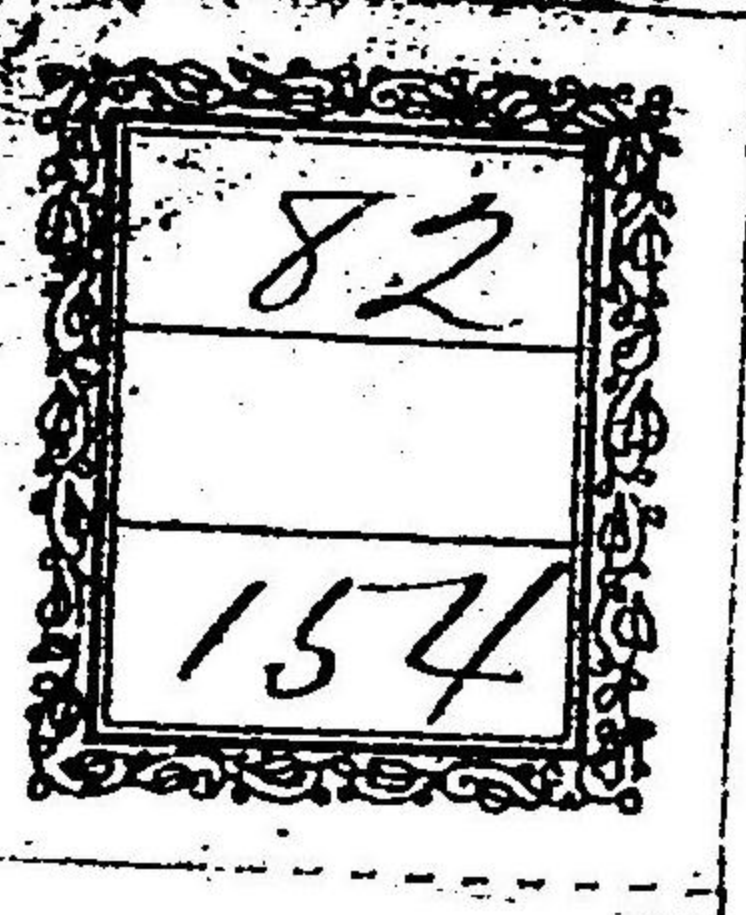
印刷人

渡邊萬之助

東京市神田區南甲賀町九番地

印刷所

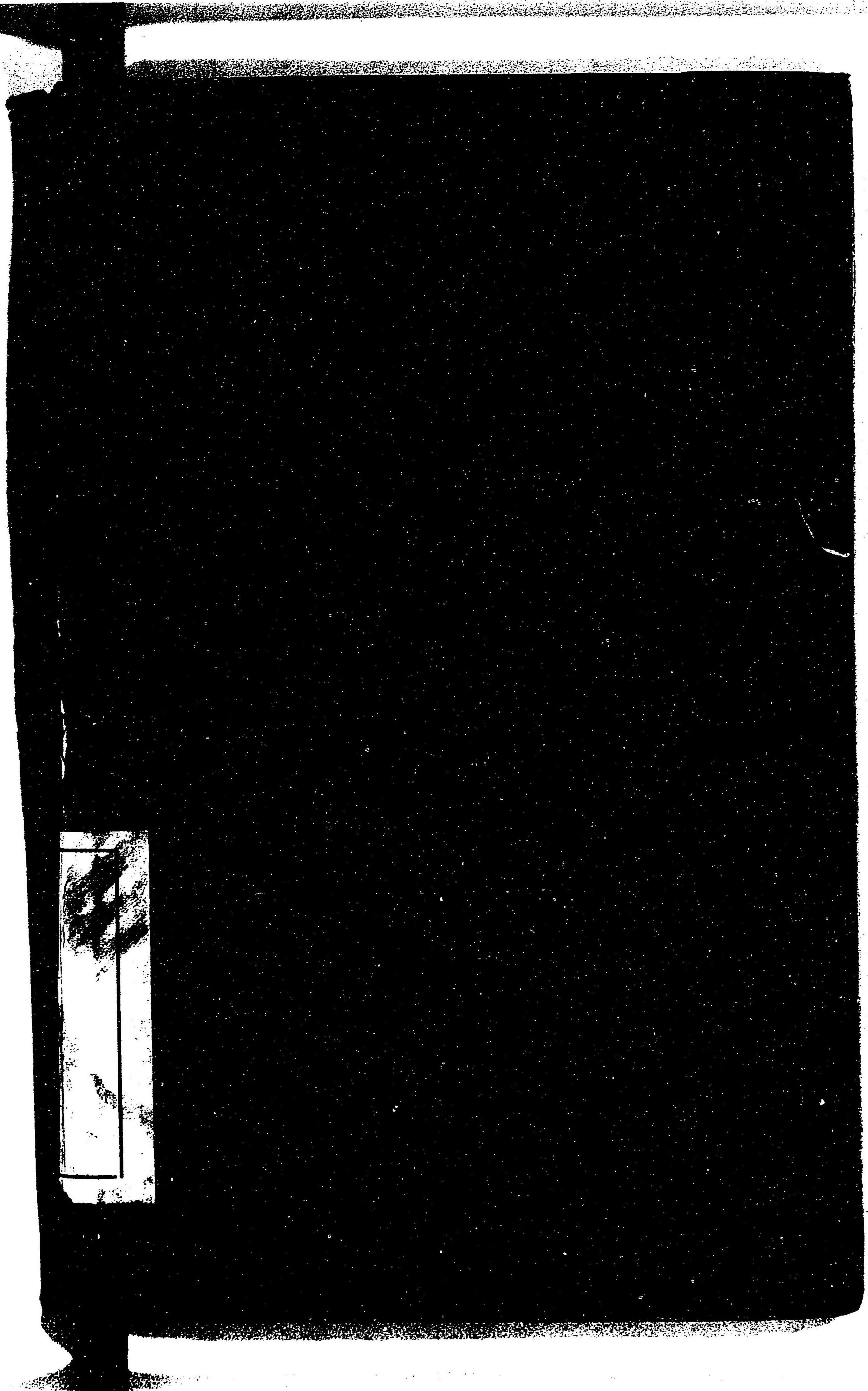
萬文社



[Faint, illegible text on the left page]

[Faint, illegible text on the right page]

82
154



051578-000-5

82-154

典令問答 第1集

軍事新報部/編

M32

BFB-0343

